

# 琉球大学学術リポジトリ

## 『羽地仕置』に関する若干の断章

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-06-12 キーワード (Ja): 琉球史, 琉球王国, 羽地朝秀 (はねじ・ちょうしゅう), 向象賢 (しょうしょうけん), 羽地仕置 (はねじしおき) キーワード (En): 作成者: 高良, 倉吉, Takara, Kurayoshi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/414">http://hdl.handle.net/20.500.12000/414</a>

# 『羽地仕置』に関する若干の断章

高 良 倉 吉

2000年 3月 発 行

琉球大学法文学部紀要 日本東洋文化論集  
第6号抜刷

## 『羽地仕置』に関する若干の断章

高良倉吉

### はじめに

羽地朝秀（向象賢、一六一七～七五年）の摂政期（一六六六～七三年）の布達文書をあつめた『羽地仕置』は、価値の高い史料として広く活用されているものの、その成立年代や編集の経緯を知る手がかりが残っていないために、文献学的には疑問の点が多々含まれる文書である。写本として最もすぐれている京大甲本（『沖繩県史料』前近代1・一九八一年、『那覇市史』資料篇第一巻10・一九八九年の両書に所収）を見ると、断簡を除く収録文書の件数は二七である。だが、収録された文書のなかには干支の表記により年代推定が可能なものもあるが、年代を特定できる手がかりさえ含まない文書もある。それに、羽地の摂政期にリアルタイムで布達された文書もあれば、何のために何時まとめられたものなのか、羽地の単なるメモワールにすぎないものなのか、判断が困難な文書も含まれている。これらの疑問を含むものの、『羽地仕置』をどう読むか、この課題を琉球史研究者は常に背負っている。

羽地の段階は、古琉球の社会が変容し近世的社会が形成されつつある一種の転換期であったが、その間の事情を『羽地仕置』はいかなるかたちで反映しているか、という点に私は関心を懐いている。つまり、古琉球的なものの崩壊・変容を『羽地仕置』のなかから見だし、そこから古琉球像を逆照射することはできないかという問題である。けっして雄弁ではない『羽地仕置』から古琉球の残影を見つけることは可能なのか、自信があるわけではないが、本稿において二、三の話題を取り上げ、私なりの覚書を記すことにする。

なお、本稿では『那覇市史』資料篇第一巻10所収のテキストを利用した。

## 一 「日琉同祖論」の解釈について

すでに拙稿「向象賢の論理」（『新・琉球史』近世編上、一九八九年）でも指摘したが、『羽地仕置』のなかで述べられているいわゆる「日琉同祖論」の言説に関する従来の議論は非歴史的である。問題の記述は「竊かに惟うは、この国の人生、初めは日本より渡りたる儀、疑い御座なく候。しかれば、末世の今に、天地・山川・五形・五倫・鳥獸・草木の名に至るまで、皆通達せり。しかりといえども、言葉のあまた相違は、遠国のうえ、久しく通融絶えたるゆえなり。五穀も人と同時、日本より渡りたる物なれば云々」という部分である（読み下して引用。以下同じ）。

この記述が展開されている文書（掲載順に数えて二三文書と仮称する。以下同じ）は丑（延宝元年Ⅱ一六七三）三月十日付けで、「羽地按司」の名で出されたものであり（充て先不記）、「当春、久高島・知念へ祭礼の年に付、国司参らる筈にて候ゆえ、愚意・了簡のところ申し入れに及び候」との表題が付いている。つまり、文書全体の趣旨として、今春に予定されている国司Ⅱ国王出席の久高島・知念での祭礼に対する羽地の意見を述べたもの、という点に注意しなければならない。三月十日付けであるから、祭礼挙行の直前の時点で提出された意見書である。

二三文書は五条構成になっており、その第一条では、久高島は港湾施設が不備であり、旧曆二月の頃には「あがり風」が吹き危険であって、その島の祭礼に国王がみずから出席することは「大事なる御身」（国王の身）が案じられてしかたがない、との羽地の懸念を述べている。第二条は、久高島で行われる祭礼の趣旨は「聖賢の規式」

(中国古典が伝える聖者・賢者の教えをふまえた儀式) などではなく、「大國」(中国・日本)の人ももしこれを聞いたならば、琉球では国王が「女性・巫女」の行り集会に出席するのかと嘲笑・愚弄されることになりかねない、との危惧を表明している。

第三条は、隔年に二つの祭礼が行われるので、国王はけっきょく毎年久高島に向くことになり、それがために東四間切(島尻東部)の百姓はいうにおよばず島尻八間切や浦添・中城・北谷・越来・美里・勝連・具志川・読谷山八間切の百姓の疲弊を招くことにもなり、くわえて「御物」(国庫)の負担も過分なものとなると指摘したうえで、国王に対し次のように注文をつける。君子たる者は「節用愛人」を求めべきであり、「主君」は「民の疲れ」(民衆の経済負担)を第一義に考えなければならぬ。久高島の祭礼を「旧例」と称して何ら疑問視しない態度は「仁政」からかけ離れたものだ。知念・久高の祭礼は琉球開闢の当初から存在したものではなく、「近比の人物に候。かようなる儀、わけて了簡致さる儀、めでたきと存じ候こと」と強調している。つまり、国家的儀式を支えるところの神話の言説に疑問を投げかけ、その物語性を批判する姿勢の必要を力説しているのである。

第四条では、にもかかわらず右の祭礼を尊重すべき「旧規」と思い続けるのであれば、国王一代に一度出席するか、さもなれば名代を立てればよいと述べている。あるいはまた、知念・久高の神を首里城近くに勧請して「崇敬」してよいのではないかといひ、この方式は奇異なものではなく、「大國」(中国・日本)から「諸仏」を琉球に導入し「尊敬」している方式と同じだ、と説いている。注意すべき点は、この議論に続いて先に紹介した「日琉同祖論」の記述が展開されていることである。そして、先に引用した「日琉同祖論」の文章の末尾は「右、祭礼、何方にて仕られ候ても同じ事とぞんじ候こと」、という表現で結ばれている。

第五条は、知念城のなかの狭い場所に苦がけの小屋を設営して神女が四、五日も山籠もりする習俗を取り上げ、

この習俗は危険このうえなく、万が一火事が発生すれば「女性どもは遁れるべき方、御座なく、念遣に存じ候こと」と述べている。迷妄な伝統習俗の廃止を直接訴えるのではなく、祭礼の場の安全管理の不備を指摘して、結果として廃止を画策する羽地特有の論理となっている。

以上の五カ条にわたる意見を述べたうえで、二三文書の末尾に、「右、よくよく思慮廻し候ところ、一つとして理に当りたること御座なく候。強いて留めたく存じ候えども、憚り多く御座候あいだ、叡慮しだいと存じ候。よつて愚才を顧みず、短慮このごとく候、以上」とある。知念・久高の祭礼には理に適う点が全く見られず、強引にその廃止を求めたいところではあるが、当たり障りも多いので、国王や為政者たちの「叡慮」に任せたい、そのことを考慮した問題提起だ、と羽地は説明している。つまり二三文書は、摂政としての羽地朝秀による伝統祭祀とそれを支える観念に対する厳しい認識を披瀝し、これら不合理な習俗を廃止もしくは刷新することを求めた意見書なのである。

ということとは、問題の「日琉同祖論」の記述は二三文書全体の文脈に即して解釈しなければならないことになる。にもかかわらず、伊波普猷をはじめとする先学たちあるいは今日の多くの研究者たちはそのことを無視し、「日琉同祖論」の言説部分のみを切り取って解釈を弄ぶ状況を招いた。その結果として、「日琉同祖論」が属する歴史の具体相は軽視されたのであり、このことを指して私は非歴史的な議論だと批判しているのである。

二三文書を貫く論理は、知念・久高における国家祭祀への批判であり、その廃止あるいは刷新を求めるものである。この意見書の論拠となっている問題が、国王や神女の身の安全を気遣うという方便であり、人民負担の軽減という正当な理由であり、理に適わない迷妄性を批判する態度であり、国家の体面を掲げる論理なのであった。理に適わない迷妄性の批判論拠として示されている羽地の認識が、第三条に出てくる開闢神話への批判・疑問であり、

同時にまた「日琉同祖論」の主張である。つまり、知念・久高の祭礼は開闢当初からア・プリオリなものとして存在するのではなく、琉球の歴史過程で形成されたものであること、その歴史過程上の具体的な問題として琉球の「人生」が日本からもたらされたものであるという主張が提示されているのである。

したがって、「日琉同祖論」は彼の政策から孤立して存在する論理ではなく、不可侵の神話を批判し、知念・久高の祭礼を刷新するための羽地の政策を支える認識体系の一角である。この理解を欠くと、羽地の「日琉同祖論」をめぐる解釈は史料のつまみ食いに墮してしまふ。

ことわるまでもないと思うが、羽地による改革以前においては知念・久高の祭礼に国王がみずから出席していたこと、その祭礼は開闢神話に基づく「旧規」として尊重されていたこと、行幸をとまなう格別な祭礼であるために「御物」よりの出費はもとより島尻・中頭の百姓にも負担のかかる大祭であったこと、などの事情が確認できる。

## 二 職制・位階・筋目の状況について

『羽地仕置』の記述で注目されるのは、各所に当時の職制・位階制に関する断片的な情報が登場することである。それらの情報を体系的に整理することは現在の研究水準においてはむつかしく、とりあえずは断片的なまままで確認することしかできないが、そうだとでも簡単なメモワールを作成することには意味があると思う。

「公儀」と称する首里王府を構成する頂点にあるのは、薩摩の命令でこの当時「国司」と称した国王であった。国司を補佐するのは羽地自身がその任にあった摂政（一人）であり、その下に三司官（三人）がいた。三司官の就任手続きの改革を命じた文書（一文書）に、「家老の儀は慇懃にて御座候えば」とあるので、三司官を「御国元」

(薩摩)の家老相当の職とみなしていたことがわかる。摂政・三司官の下には物奉行と同奉行の取次役・吟味役があり、また、物奉行に匹敵する「申口座衆」が存在した。首里王府を構成する二大部門として後世の史料で明確となる物奉行方と申口方はすでに羽地段階には存在していたのである。

王府機関として鎖之側・平等之側・泊地頭・宮古蔵の名が登場する。また、山奉行・木奉行・普請奉行・貝摺奉行・鍛冶(加治)奉行・石(石切)奉行・瓦奉行・螺赤頭奉行・金奉行などの現業部門の機関名も登場する。古琉球期の碑文に「奉行」(國王頌徳碑Ⅱかたのはなの碑文、添継御門の南の碑文、君誇之欄干之記)、「ぶぎやう(奉行)」(屋良座森城の碑文、浦添城の前の碑文)の例が、近世初頭の浦添ようどれの碑文に「そうぶぎやう(総奉行)」、「いしぶぎやう(石奉行)」とあるので、奉行という職は古琉球以来のものであることがわかる。王府関係の職制として、書院之親方・三司官与力・検者・代官・大与頭・小与頭・平等之大屋子・平等之大屋子筆者・親見世筆者・久米村若秀才、下職である花当・当若里之子・小赤頭、技術職である細工人、それに百姓より立て置かれたという時之大屋子の名が見える。地方役人としては「さばくり」・地頭代・首里大屋子・大掟が登場している。

地頭所や知行を持つエリート層は「地頭持」「地頭衆」「知行持衆」と呼ばれ、地頭持には「惣地頭」「脇地頭」の区別がすでにあった。按司クラスは按司衆・按司部、親方クラスは親方部と呼ばれた。「黄八巻」クラスはすでに肩書に「親雲上」を使用している。「首里侍衆」という言葉が使われており、「諸人筋目の儀、公儀しかとあい知らず候あいだ、おのおの系図仕り、差し出さるべく候」(一五文書)という有名な指示とあわせて推測すると、後に士身分として確定される身分上の萌芽がすでに存在していた。それゆえに、「普代筋目之衆」「諸間切衆中」「田舎衆中」とも「新参之衆」という筋目概念が使用されているのであり、羽地による格付けの改正が行われ



るまではこの三者の座構え上の席順は年長優先制であった。

筋目を明確にする目的で系図の作成と提出を命じられたこれらの層を仮に「士」と呼ぶと、「士」には町方居住の者（「普代筋目之衆」「新参之衆」と）と農村居住の者（「諸間切衆中」「田舎衆中」）がいたことになる。それゆえに「諸間切」「田舎」の「士」と区別するために「首里侍衆」という用語が使われたのである。町方居住の「士」、特に「新参之衆」には「細工上り」や「町方上り」「内上り」と呼ばれる者がいたらしい。

一文書の一節に、「国司兄弟衆之家老」職に関する規定があり、そのなかで従来は「役人衆」からこれを充てていたが、それでは「国司方、大方まかり成り候あいだ、座敷衆より老人づつ、家老承りしかるべき由」とある。

「役人衆」は「国司方」（王府行政）に専念すべき存在なのであるから、彼らを「家老」とすることは止めて「座敷衆」のなかから任用せよというのであるから、「役人衆」は明らかに現職の者、「座敷衆」は非就職者でなければならぬ。位階制に関しては当衆・当位衆、勢頭衆・勢頭位衆・勢頭筑登之、引之筑登之、三番之勢頭筑登之、座敷衆、筑登之衆、若里之子座、家来赤頭などの名が登場する。

王家や御内原にかかわる例としては、妃・后、「御手掛之衆」としての「あごもしられ」、「女按司衆」がおり、御用を弁ずる女官大勢頭部、「供之あむしられた」「あむしられた」「あがまた」の名が登場する。国王の近親者としては国司兄弟衆・国司妹達・弟部の名が見える。また、神女として聞得大君や「ぬるくもひ」の名が挙がっており、王家の家政機関である大美御殿の名も見える。

首里城は政治・行政の場としての王府空間と国王の日常生活にかかわる内宮空間に大別されるが（「京の内」などの祭祀空間がこれとは別に存在する）、『羽地仕置』は前者を「表」、後者を「内証」「内証方」と呼んでいる。

以上に述べた諸制度のなかには古琉球より存続していることが明確なものもあり、また、近世になって初めて創

立され制度もある。問題なのは、そのどちらとも特定できないものが含まれていることであり、そのなかには古琉球よりすでに存在しているが史料制約によって特定が困難な制度もあるらしいことである。

『羽地仕置』の論理からすると、刷新すべきものとしての旧習や旧例、たとえば「内証方」の「女衆」にかかわるもの、あるいは格付けや座構えが不分明な位階・役職にかかわるものは前代、すなわち古琉球から存続したと推定できるのであるが、その検証は今後の地道な研究をまつしかない。

### 三 土地制度の展望について

『羽地仕置』の文言に直接的に登場するわけではないが、その文章論理の追求を通じて歴史の具体相を展望できる場合もある。これに関する若干の事例を提示してみたい。

一四文書に、「里主所替わり合いの刻、田方は前々より種子蒔き限りにて候えども、この節、正月限り、当地頭へあい渡すべく候。もつとも、種子蒔き、田拵え入め等は、あい返すべきこと」という指示がある。また、それに続く条文に「地頭所、島作に蒔植え付け置き候はば、焼き取りしだい、当地頭へあい渡すべし。上納の半分は前地頭、出すべきのこと」とある。「里主所」を「地頭所」と言い換えているから、いうまでもなく里主所と地頭所は同じものである。「里主所替わり合いの刻」とは、Aという里主所の領有者がB地頭からC地頭に代わる場合をいう。領有者が代わるA里主所B地頭所は田の場合もあれば島の場合もあった。

田の場合、「里主所替わり合いの刻」は前々から稲の「種子蒔き」時分までと限られていたが、それを変更して一律に正月限りでBからCに移転することとしたのである。この変更によって次のような問題が発生する。Cが領

有することになったA里主所（水田）にはBの手で種子が蒔かれ、田拵えがすでに終わっており、それに要した費用をどう処理するかが当然問題となる。羽地の改革では、Bが負担した種子蒔きや田拵えの「入め」（費用）はCがBに払うことを命じている。また、畠の場合にそこにサトウキビがすでに植えつけられているとしたら、新しい領有者はそれを収獲して黒砂糖とし前の領有者に渡すべきことを命じている。ただし、この砂糖にかかる上納の半分は前の領有者の負担としている（残りの半分は新しい領有者の負担ということになるのか、この文章ではかならずしも明らかではない）。

一四文書で注目したいのは、里主所Ⅱ地頭所が帳簿上に記載された名目上の土地ではなく、明確に具体的な耕地のことを指している点である。具体的な耕地として存在していなければ、稲を植えキビを栽培することなどは不可能である。すでに論破されている里主所Ⅱシマ全体説（渡口真清）に止めを刺す事実であろう。

『羽地仕置』に収録されている一三文書は、仕明政策を伝えるものとしてつとに知られているものだが、羽地はその文書のなかで惣地頭・脇地頭に対し、「領分中、仕明になるべきところは明けられるべく候」と、積極的に耕地開墾を奨励している。仕明が成就した場合には王府に報告すること、王府から開発現地に「検者」が派遣され確認のうえで「子孫、永々の高に召しなし、下さるべく候」とされている。

この記述は重要である。地頭に与えられているところの里主所Ⅱ地頭所は、それが国王によって当人に充てがわれているあいだはその地頭が領有できるが、しかし、「里主所替わり合い」があるのであり、彼の子々孫々に永代相続されるわけではない。これに対し、地頭の領分である間切あるいは村のなかから一定の地所を特定して、それを仕明した場合にはその耕地は彼の私的所有となり、子々孫々に永代相続させることが可能となるのである。里主所Ⅱ地頭所は私的に所有されるものではないこと、これに対し仕明地の場合は私的に所有され、相続され、あるいは

は売買可能な財産に当たることをこの条文は明快に教えている。

右に続く条文は次のようになっていゝ。「おのおの殿中百姓にても、仕明しだい、地頭へ申し出、地頭より公儀へ申し出らるべく候。左候はば、百姓へ永々下さるべきこと」。つまり、地頭領分の間切あるいは村の百姓においても仕明は可能であり、開墾については地頭を通じて王府に報告すれば、確認のうえその百姓に「永々下さる」というのである。百姓もまた私的所有の耕地、言い換えると相続され売買も自由な財産を蓄積できるようにしたのである。

しかし、ここまでは通常の史料解釈の範囲でしかない。問題はその先をどう読むかにある。百姓仕明が可能となつたことの背景に横たわるのは、里主所<sup>||</sup>地頭所と同様に私的所有が排除され、相続も売買も不可能な耕地を百姓もまた一定条件のもとで保有しているという事態でなければならぬ。一定期間は保有できるが、しかし個人財産として永く私有できない耕地、この土地のことを『羽地仕置』は記していないが、それが後世の史料に登場する「百姓地」であることは論をまたない。つまり、『羽地仕置』が述べる百姓仕明の問題は、百姓地の存在を前提にしてはじめて成り立つ。

羽地によって本格的に始まる仕明政策以前は、財産として相続され売買も可能な耕地は存在しなかつた。地頭が領有する「替わり合ひ」を前提とするところの里主所<sup>||</sup>地頭所や、相続・売買の対象とはならない百姓地が存在したにすぎない。これに他の史料（古琉球辞令書など）が教える知識、たとえばオエカ地やノロクモイ地など同様に相続されず売買もまたされぬ特定公職に付帯する給地の存在を念頭に置くと、琉球の土地制度は古琉球以来の公的所有の土地がすべてであり、私的所有地は羽地の仕明政策が登場するまでは存在しなかつたことになる。

公的所有の一角をなしたはずの百姓地はどのように運用されていたのだろうか。里主所やオエカ地、ノロクモイ

地などの公職に付帯する給地が夫遺、すなわち古琉球ではスカマという単位で計られた労働の徴発によって耕作されてきたのに対し、百姓地の場合是一体どのように運用されていたのだろうか。

里主所と同様にオエカ地やノロクモイ地の場合もまた「替わり合い」、すなわち人事異動にともなう領有者の変更が常に存在していた。同じような方式で、百姓地もまた運営されていたとしか考えられない。なぜなら、百姓地は相続されず売買もされない公的所有の土地であり、百姓間での「替わり合い」を不可欠な前提としていたはずだからだ。

ここまで推論を重ねると、眼前に浮上する問題は「地割制度」のことである。百姓地を「替わり合い」で運用するためには、百姓の場合には地頭やオエカ人・ノロなどのような人事異動はないから、それとは異なる「替わり合い」の原則が不可欠とならざるをえない。想定できるのは、個々の百姓が保有する土地について利害を調整しつつ、一定の方式に基づいて「替わり合い」させること、すなわち「地割」しかない。

以上のように理解すると、『羽地仕置』が伝える仕明政策は、十七世紀六〇年代末から七〇年代初期において、百姓地の存在とそれの「替わり合い」方式としての「地割制度」があったことを前提にしなければ、論理的に解釈できないことになる。つまり、『羽地仕置』は間接的ながら、「地割制度」が古琉球からすでに存在していたことを示唆する史料の一つ、と評価することが可能なのである。

## むすび

『羽地仕置』は、さまざまな関心で読まれるべき史料である。私の場合は古琉球像を展望するための史料として

読んでみたが、羽地路線の政策分析のための対象であるにとどまらず、近世琉球の形成過程を探る史料としても重要である。そのいずれであるにせよ、大事な点は、『羽地仕置』が帯びる論理に即して読むことである。それ抜きに、『羽地仕置』に多くのことを語らせることはできないと思う。

私の読みはまだまだ浅い。誤読や曲解が多々含まれていると思うので、その点を徹しく指摘してくれることを願っている。

(一九九九年八月九日稿)

#### 参考文献

- 東恩納寛惇『校註羽地仕置』、一九五二年、後に『東恩納寛惇全集』第二巻に収録
- 『沖縄県史料』前近代1(首里王府仕置)、一九八一年、沖縄県教育委員会
- 『那覇市史』資料篇第一巻10(琉球資料上)、一九八九年、那覇市役所
- 高良倉吉「向象賢の論理」、一九八九年、後に『新・琉球史』近世編上に収録
- 高良倉吉「琉球王国の展開」、『岩波講座世界歴史』第一三巻、一九九八年、岩波書店